

「尾道市上下水道料金等業務委託に係る公募型プロポーザル」に関する質問回答書

	質問対象箇所	質問内容	回答
01	尾道市上下水道料金等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）（1頁） 第4条(1)～(7)	業務に係る離島はいくつありますか、また、上記における現地対応が必要な業務件数をあわせてご教示ください。（例：細島 検針/再検針調査/閉開栓/停水等）	橋が架かっていない、船で渡る必要がある島は、百島と細島が該当します。業務件数等は、次のとおりです。 ①百島 検針 532件/回 再検針調査 ほとんどない 閉開栓 90件/年 停水等業務 ほとんどない ②細島 検針 27件/回 再検針調査 ほとんどない 閉開栓 ほとんどない 停水等業務 ほとんどない
02	仕様書（2頁） 第10条2	現受託者の配置人員数（正社員・嘱託社員・その他パート従業員）をご教示ください。また、第10条2の(1)～(6)の内訳にてあわせてご教示ください。（長江庁舎・因島瀬戸田営業所の各配置人数・内訳についてもご教示ください。）	現在の常駐従事者数は、次のとおりです。なお、嘱託社員等の区分は不明です。 ①業務責任者 長江 1人、営業所 0人 ②業務責任者補佐 長江 1人、営業所 0人 ③事務従事者主任 長江 2人、営業所 0人 ④事務従事者 長江 6人、営業所 2人 ⑤現地調査員 長江 3人、営業所 1人 ⑥検針員 長江 26人、営業所 10人
03	仕様書（2頁） 第10条2	「受託者は、地元の人材雇用に配慮し…」とありますが、現受託者の地元雇用の状況について、第10条2の(1)～(6)の内訳にてあわせてご教示ください。（長江庁舎・因島瀬戸田営業所の各配置人数・内訳についてもご教示ください。）	現在の常駐従事者の居住地は、ほぼすべて尾道市内です。また、一部従事者は、近隣市町に在住しています。市外従事者については、次のとおりです。

	質問対象箇所	質問内容	回答
		戸田営業所の各配置人数・内訳についてもご教示ください。）	①長江庁舎 事務従事者主任 1人 事務従事者 1人 ②因島瀬戸田営業所 事務従事者 1人
04	仕様書(2頁) 第10条2	業務責任者補佐や事務従事者を兼務することは可能でしょうか。不可の場合、当該号(1)～(3)については当該委託業務につき1名ずつ配置という認識で宜しいでしょうか、ご教示ください。	本業務内における業務責任者・業務責任者補佐・事務従事者主任の兼務は不可です。その他の従事者についても、兼務の必然性を認識していませんが、兼務した場合でも従事者数を延べ人数として加えることはありません。また、業務責任者補佐・事務従事者主任は、1名以上配置しなければなりません。なお、他市町との業務の兼務については、仕様書第11条3によるものとします。
05	仕様書(2頁) 第10条2	検針員の雇用形態をご教示ください。(受託会社の雇用又は請負契約)	受託会社の雇用と認識しています。
06	仕様書(2頁) 第10条2(6)	検針員1人あたりの検針件数と1件あたりの検針単価をご教示ください。	隔月検針時の検針数66,550件に対して、検針員は36人ですので、1人平均1,848件となります。なお、1件あたりの検針単価は不明です。
07	仕様書(4頁) 第18条2	「受託者は、業務に係る従事者への研修を定期的に行い、…」とありますが、従業員の研修、検針会議等の実施に於いて、庁舎内の会議室等の貸与は可能でしょうか、ご教示ください。	会議室等が空いている時間であれば、研修・会議等に利用できます。
08	仕様書(4頁) 第19条(4)	「受託者は、業務時間外における緊急の開栓等の業務に備え、当番制等による対応体制を構築…」とあり、また、[別添1]仕様書細目1第3章4業務の留意事項(2)「受託者は、営業時間外の緊急を伴う開栓への対応に配慮し、営業時間外における対応従事者を交代制で配置し、迅	業務時間外に宿日直従事者が受け付けた開栓や給水停止の解除については、使用者から早急な対応を求められた場合、随時現地対応が必要となります。また、業務時間外の年間現地対応件数は次のとおりです。 ①令和元年度 290件 ②令和2年度 244件

	質問対象箇所	質問内容	回答
		速な対応を行わなければならない。」とありますが、時間外に宿日直従事者が受け付けた開栓は随時現地対応が必要との認識で宜しいでしょうか。また、時間外対応について、令和元年度から令和3年度における実績件数をご教示ください。	③令和3年度 224件
09	仕様書(6頁) 仕様書細目1 第1章 基本事項 1 業務の概要 (1) 検針	検針件数の記載がありますが、受託期間の令和5年度から令和9年度までの予定件数をご教示ください。仕様書細目2,3の同項目についてもあわせてご教示ください。	令和5年度以降の予定件数についても大きく変わらないものと認識しています。
10	仕様書(7頁) 仕様書細目1 第1章 基本事項 1 業務の概要 (5) 収納・滞納	令和元年度と令和2年度の収納率(現年度・現過年度計)をご教示ください。また、現過年度計の考え方をご教示ください。(例:3月末時点における上半期に直近過去5年度を加えた期間(5年6箇月間)の収納率など)	令和元年度・2年度の収納率は、次のとおりです。 ①令和元年度 現年度 98.58% 現過年度計 98.52% ②令和2年度 現年度 98.63% 現過年度計 98.57% 現年度収納率は、3月末までの年間現年度収納額を年間現年度調定額で除したものです。過年度収納率は、3月末までの年間過年度収納額を過年度調定額(年度当初に未納となっている調定額)で除したものです。そして、現過年度計は、上記の2つを加算したものです。
11	仕様書(9頁) 仕様書細目1 第3章 閉開栓異動業務①(現地対応業務分) 2 業務内容 (2) 開栓現地対応②	現地にて止水栓不良やユニオン間隔不一致による取付け困難案件が生じた場合の対応はどうなりますか、ご教示ください。	メーターの取付けが困難な場合、現地状況の写真撮影等を行い、一旦局に持ち帰ります。その後、局職員の判断により、次のとおり対応方針を整理します。 ①受託者による再度取付 ②局職員による現地対応 ③使用者への修理依頼等

	質問対象箇所	質問内容	回答
12	仕様書（9頁） 仕様書細目1 第3章 閉開栓異動業務①（現地対応業務分） 2 業務内容 (3)閉栓現地対応	閉栓現地対応において、通常閉栓（リングバルブ又は止水栓等の操作による止水）とメーター撤去をする場合の基準はありますか、ご教示ください。	アパートや賃貸住宅等、再開栓の見込が高い場合は、リングバルブ又は止水栓等の操作による止水、それ以外の場合は、メーター撤去を基本とします。また、漏水・不明水対策として、メーターを設置したまま閉栓が概ね1年以上経過したものは、随時メーター撤去としています。
13	仕様書（11頁） 仕様書細目1 第5章 検針業務 2 業務内容 (4)検針員による現地検針②	異常水量時における不在時の「検針連絡メモ」は受託者が考案・作成（貴局協議のうえ）したものを運用するという認識で宜しいでしょうか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。
14	仕様書（14頁） 仕様書細目1 第5章 検針業務 2 業務内容 (6)現地調査員による再検針調査①	現地調査（簡易漏水調査を含む）とありますが、「簡易漏水調査」の具体的な作業はどのようなものとなりますか、ご教示ください。	簡易漏水調査は、次の項目が挙げられます。 ①メーターのパイロット確認 ②家の周囲・給湯器等の漏水確認
15	仕様書（15頁） 仕様書細目1 第5章 検針業務 4 業務の留意事項(1)	貴局における検針基準日（定例日）の考え方をご教示ください。 （例：前回検針日、前後〇日）	各戸の検針基準日が定まっているため、その基準日に検針を行うことが原則となります。ただし、天候等の事情により、基準日前後2日以内の遅延は、やむを得ないものとしています。
16	仕様書（20頁） 仕様書細目1 第8章 滞納整理業務 3 業務実績 (1)催告件数	給水停止処置予告書（黄催告）交付、給水停止最終通知書（赤催告）交付とありますが、どちらも郵送ではなく現地訪問が必要という認識で宜しいでしょうか、ご教示ください。	仕様書細目1 第8章 滞納整理業務 2 業務内容(2)(3)に記載のとおり、新規滞納者は現地訪問、常習滞納者は郵送催告が基本となります。
17	仕様書（21頁） 仕様書細目1 第8章 滞納整理業務	「著しく収入が少ない等生活の困窮が認められた場合…」とありますが、生活困窮と判断する場合に、貴局と市庁部局（福祉等）との連携は	生活困窮者と認められた場合は、市長部局と連携します。

	質問対象箇所	質問内容	回答
	4 業務の留意事項(6)	ありますか、ご教示ください。	
18	仕様書 (21 頁) 仕様書細目 1 第 8 章 滞納整理 業務 4 業務の留意事項(7)	「受託者は、営業時間外の給水停止解除への現地対応に配慮し、営業時間外における対応従事者を交代制で配置し、迅速な対応を行わなければならない。」とありますが、No. 08 の質問同様に時間外に宿日直従事者が受け付けた給水停止解除は随時現地対応が必要との認識で宜しいでしょうか。また、時間外対応について、令和元年度から令和 3 年度までの実績件数をご教示ください。	No. 08 の回答と同じです。
19	仕様書 (24 頁) 仕様書細目 3 第 1 章 基本事項 1 業務の概要 (5) 収納・滞納	令和元年度から令和 3 年度までの現年度・現過年度計の収納率の計算根拠となる数値（調定累計額と未収累計額など）をご教示ください。	令和元年度から 3 年度までの調定額等は、次のとおりです。 ①令和元年度 現年度調定額 3,617,712,677 円 現年度収納額 3,566,393,144 円 現年度未納額 51,319,533 円 過年度調定額 52,707,720 円 過年度収納額 49,377,416 円 過年度未納額 3,330,304 円 ②令和 2 年度 現年度調定額 3,552,471,040 円 現年度収納額 3,503,819,367 円 現年度未納額 48,651,673 円 過年度調定額 54,245,084 円 過年度収納額 50,866,131 円 過年度未納額 3,378,953 円 ③令和 3 年度 現年度調定額 3,519,439,450 円 現年度収納額 3,480,414,972 円 現年度未納額 39,024,478 円 過年度調定額 51,232,566 円 過年度収納額 46,356,792 円 過年度未納額 4,875,774 円

	質問対象箇所	質問内容	回答
20	仕様書（30頁） 仕様書細目4 1 局が受託者に対し専用として利用を許可するもの (1) (2)	因島瀬戸田営業所では、業務用机・椅子、書庫用ロッカーを受託者で準備する必要があると認識しておりますが、想定される執拗スペースの広さ（及び座席数等）をご教示ください。	局の所有はありませんが、市（因島総合支所）で所有する机等を職員分とともに利用していますので、新たに準備する必要はありません。
21	仕様書（30頁） 仕様書細目4 1 局が受託者に対し専用として利用を許可するもの (3)	固定電話機（長江庁舎10台、営業所2台）とありますが、回線数も同数との理解で宜しいでしょうか。	電話回線数等については、次のとおりです。 ①長江庁舎 ・お客様料金センター用10台 ・長江庁舎全体で55台中、同時使用可能は16回線 ②因島瀬戸田営業所 ・お客様料金センター用2台 ・営業所全体で6台中、同時使用可能は4回線
22	仕様書（31頁） 仕様書細目4 6 その他	社内用電話回線（社内ネットワーク）の引き込みは可能でしょうか、ご教示ください。	現状では認めていません。要望がある場合は、目的等を聞き取りのうえ別途検討します。